

市長がみなさんのところへ出向き

明るく元気な鳥取市の夢を語り合う

参加団体を募集中

竹内市長と気軽にトーク・トーク

市民のみなさんと市長が、鳥取市を明るく元気なまちにするための取り組みや夢と一緒に語り合い、市民と行政の協働によるまちづくりを進めます。

対象 市内で活動する5人以上の団体およびグループ（例：自治会、老人会、学校PTA、スポーツ団体、NPO、学生サークル、職場団体 など）

とき・ところ 参加団体と協議のうえ決定

実施内容 議会の開催月（6・9・12・3月）を除き毎月2回程度実施し、市役所開庁日の14:00～19:30までのおおむね1時間

対話のテーマ・内容 鳥取市を明るく元気なまちにしていくための建設的で前向きな内容

※個人的な相談、誹謗、中傷、陳情、交渉は受け付けません。

申込・決定時期 開催希望月の前月末日までに申し込み、結果は開催月の5日までに連絡します。



申込方法

市役所本庁舎市民総合相談課、駅南庁舎総合窓口、各総合支所地域振興課に配置している申込書に必要事項を記入のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メールまたは持参のいずれかで

※申込書は鳥取市ホームページからもダウンロードできます。

申込・問い合わせ先

市役所本庁舎市民総合相談課

☎(0857) 20-3158 ☎(0857) 20-3053

電子メール shiminsoudan@city.tottori.tottori.jp

地域の助け合いが

あなたを守る

災害時要援護者・支援者の登録

鳥取市災害時要援護者支援制度

集中豪雨や地震などの災害が発生した場合に、身体に障害のある人や一人暮らしの高齢者などの、災害時要援護者を救援する体制を整備するための「鳥取市災害時要援護者支援制度」を設けています。この制度は、自治会（町内会）

対象 《災害時要援護者》●障害のある人や一人暮らしの高齢者など避難所への移動が困難な人 ●避難の必要性が理解・判断できない人または時間のかかる人 ●情報の収受が困難な人 ●精神的に不安定になりやすい人 ●薬や医療装置がないと生活できない人 など
《支援者》善意により災害時や日常において、近所の困っている人を助けていただけの人

※この制度は支援者に責任を課すものではありません。

登録台帳 台帳は、登録申請に基づき、市が作成・管理し、町内会など支援組織へ登録者一覧表を送付して災害時の支援活動などに役立てます。

個人情報 ●本人の住所、氏名、電話番号、家族構成 ●緊急連絡先（親族など）の氏名、続柄、電話番号 ●避難所で必要な福祉・医療機器・サービスなど

をはじめ自主防災会、民生・児童委員、地区社会福祉協議会などの協力のもと、地域のみなさんがお互いに協力して助け合う「共助」によって要援護者が安心して暮らすことができる地域づくりをめざすものです。

※申請者の個人情報は、市を経由して支援者ならびに支援組織に提供することになりますので、登録にあたっては同意が必要です。なお、この情報は、要援護者支援の目的のみに利用されます。

登録申請書 下記問い合わせ先および公民館、町内会長、民生・児童委員、地区社会福祉協議会役員まで

問い合わせ先

登録について

市役所駅南庁舎生活福祉課

☎(0857) 20-3475 ☎(0857) 20-3406

制度について

市役所本庁舎危機管理課

☎(0857) 20-3118 ☎(0857) 20-3040

「住民自治基本条例(仮称)」について熱心な議論が交わされています!

本市のまちづくりの基本理念や基本原則を定める「鳥取市住民自治基本条例(仮称)」の素案を検討・作成する、「鳥取市みんなで作る住民自治基本条例検討委員会」では、3つの専門部会(条例素案ワーキング部会、市民広報部会、協働推進部会)を設置し、当面の目標である、本年8月の「中間まとめ」の作成に向けた検討を行っています。

今回は、各委員がこの条例に盛り込みたいと思う項目や市の課題について、ご紹介します。

■**自治の基本理念**…「条例制定の背景、基本理念、めざすべき鳥取市の姿」、「新生鳥取市の地域色として、因幡・砂丘・千代川などのキーワード」

■**各主体の権利・役割・責務**…「市民・行政などのまちづくりへの責務とルールの明確化」、「お互いの情報共有による協働の必要性」、「市民・議会・首長・行政などの役割、責務、権利」

■**住民自治の仕組み**…「住民自治の視点に立った市民活動を発展させるための住民意識の醸成」、「『陳情要望型』から『政策提案・協働重視型』のまちづくりへの改革」「コミュニティ・住民自治の定義、意義、支援など」、「協働・パートナーシップの定義と考え方」

■**自治体運営のあり方**…「長期的に持続可能な健全財政を堅持するための、住民自治の視点に立った行政経営への変革」、「執行機関の組織・執行体制・財政運営の基本事項」、「説明責任」

■**最高法規性、条例改正など**…「本市の最高規範とする条例」、「住民自治をさらに高め、時代に合った条例にするための見直し」

委員会では、これらの項目について、今後、市民のみなさんのご意見を聞きながら、条例素案に盛り込む内容の検討を進めます。

委員会での検討状況については、市報、ホームページ、CATVなどにより、広くお知らせしていきます。また、フォーラムやワークショップの開催などを通じて、市民のみなさんの多くのご意見をいただきたいと思っておりますので、積極的に参加してください。



■問い合わせ先

市役所本庁舎協働推進課 ☎ (0857) 20-3181

「史跡鳥取城跡保存整備実施計画」を策定!

本市では平成17年度に策定した、30年間を計画期間とする「史跡鳥取城跡保存整備基本計画」(以下「基本計画」)に基づき、「同実施計画」をまとめました。この計画は、「基本計画」の第1段階にあたる平成30年までの実施内容で、市民と学識経験者からなる検討委員会で検討し、市民政策コメントを経て策定しました。主な内容は次のとおりです。

実 実施計画は、次の3つの柱からなり、

1. 調査計画

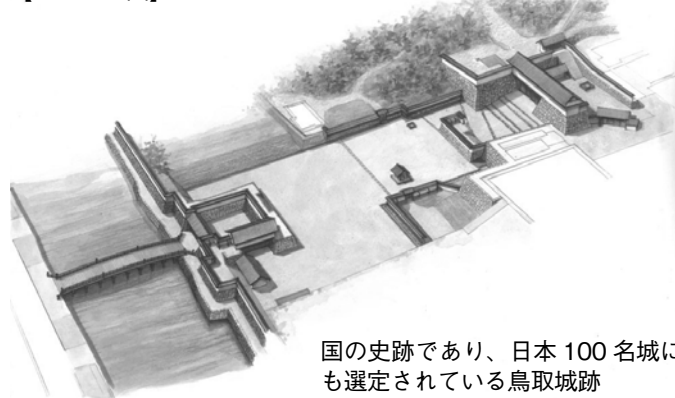
2. 利活用計画

3. 大手登城路復元整備基本設計

鳥取城跡の歴史的価値を明らかにし、現在は失われている鳥取城の姿を取り戻すとともに、歴史遺産として利活用をすすめることを目的としています。

平成19年度からは、この「実施計画」をもとに、中世城郭群を含む鳥取城跡の全体像を把握するための調査や、利活用の促進に向けた取り組みをはじめます。また、平成25年度着工、平成30年度完成を目標に、鳥取城の正面玄関である大手登城路の発

【イメージ図】



国の史跡であり、日本100名城にも選定されている鳥取城跡

掘調査や復元建造物の設計を進めていきます(イメージ図参照)。

なお、「史跡鳥取城跡保存整備実施計画」は、鳥取市ホームページに掲載しています。また、市教育委員会文化財課・市立中央図書館で、どなたでも閲覧できます。

■問い合わせ先

市役所本庁舎文化財課 ☎ (0857) 20-3367